

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅封印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ベナン	食糧増産援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農産物資及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H15.127まで	H14.1.28 コトスで (同日)	日本側 黒川祐次在ベナン大使 ベナン側 コラウオレ・ア ントワヌ・イジ外務・ア フリカ統合大臣	H14.5.22 201号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	130,000千円 H15.3.31まで	H14.4.25 コトスで (同日)	日本側 黒川祐次在ベナン大使 ベナン側 コラウオレ・ア ントワヌ・イジ外務・ア フリカ統合大臣	H15.2.6 23号
ベナン	予防接種拡大計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	予防接種拡大計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及び医薬品並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	313,000千円 H15.3.31まで	H14.4.25 コトスで (同日)	日本側 黒川祐次在ベナン大使 ベナン側 コラウオレ・ア ントワヌ・イジ外務・ア フリカ統合大臣	H15.2.6 24号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H16.3.31まで	H15.4.8 コトスで (同日)	日本側 黒川祐次在ベナン大使 ベナン側 コラウオレ・ア ントワヌ・イジ外務・ア フリカ統合大臣	H16.8.31 556号
ベナン	小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	小学校建設計画を実施するために必要な 1. 学校施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2.の施設及び機材の維持・管理指導に必要な役務の供与	1,033,000千円 H16.3.31まで	H15.9.12 コトスで (同日)	日本側 黒川祐次在ベナン大使 ベナン側 コラウオレ・ア ントワヌ・イジ外務・ア フリカ統合大臣	H16.10.1 644号
ベナン	コトス零細漁港開発計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	コトス零細漁港開発計画を実施するために必要な 1. 漁港基礎施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	762,000千円 H16.3.31まで	H15.9.12 コトスで (同日)	日本側 黒川祐次在ベナン大使 ベナン側 コラウオレ・ア ントワヌ・イジ外務・ア フリカ統合大臣	H16.10.1 645号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。